

第2回 安曇野市総合教育会議

日時：平成27年11月25(水) 日午前9時30分～

会場：安曇野市役所3階301会議室

【次 第】

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 教育委員長あいさつ
- 4 議事
 - (1) 教育大綱の策定について
 - (2) その他
- 5 その他

《資料》

- 1 安曇野市総合教育会議運営要綱
- 2 安曇野市教育大綱「安曇野市の教育」(案)
- 3 学校教員数、児童生徒園児数・学級数とその推移、学校施設等の状況
(学校基本調査から)
- 4 安曇野市公民館理念

安曇野市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定により、安曇野市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所及び協議又は調整すべき事項を教育委員会に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく当該通知に係る事項を公表するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

(会議)

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

(会議の非公開)

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、その旨を公表するものとする。

(議事録)

第5条 市長は、法第1条の4第7項に規定する議事録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年6月19日から施行する。

安曇野市教育大綱「安曇野市の教育」(案)

H27.10.26 教育委員会承認

安曇野市教育大綱「安曇野市の教育」(以下「本大綱」)は、安曇野市のまちづくりの基本理念である安曇野市民憲章のもと、次に掲げる教育指針に従い、学校教育、家庭教育、幼児期の教育・保育、生涯学習、スポーツ振興、文化振興、図書館活動等のそれぞれの目標と行動計画を示したものです。

本大綱の実施期間は、策定から平成30年3月31日までとし、以後は教育目標の達成度および社会情勢の変化等を考慮し、見直すものとします。

教育指針

北アルプスの裾野に広がる安曇野の豊かな自然と向き合い、幼児期から生涯にわたり、先人が培ってきた歴史と文化を学ぶとともに誇りをもち、明日を切り拓くたくましい力と思いやりをもった、心豊かな国際的な市民を目指します。

<教育指針について>

安曇野市の最大の特長は、北アルプスと筑摩山地に囲まれた安曇野の広大な田園と、その中で生活する人々が、長い歴史の中で培ってきた伝統文化と優れた芸術を生み出した地方都市であることです。

安曇野市のあらゆる年代の市民が、本市の最大の特長を理解し、これを誇りにできる市民に育つよう、生涯にわたり積極的に学び続けることを目指します。

まず、「豊かな自然」とは、先人の努力により、自然と人が共生する中で創り出された北アルプスの裾野に広がる里山と、それに続く（人々が生活している）田園や清冽な水で育つわさびの畑を指します。また、「向き合う」とは、このことを理解し大切に考え行動することを意味します。

「先人」とは、有史以来安曇野で生活したあらゆる人々を指し、「歴史」とは安曇野の古代より現代までの郷土に残る史実や言い伝え（伝説）をいい、「文化」とは安曇野の祭などの伝統芸能、道祖神や神社仏閣などの史跡、芸術文化を収めた美術館、博物館、記念館など、安曇野にある有形無形の遺産を指します。

「学ぶとともに誇りをもつ」とは、さまざまな学習活動の中で安曇野を知り、そこで育ち生活することに誇りをもつことであり、「明日を切り拓くたくましい力と思いやり」とは、安曇野で教育を受けた市民が、安曇野市の将来の繁栄と市民一人ひとりの明るい未来を創るために必要な健全な精神をもち、お互いを理解できる市民の高い資質を意味します。

さらに、「心豊かな国際的な市民」とは、日常生活や仕事の場面において、文化の異なる海外の人々とも交流ができる教養を備えた、幅広い人間性をもつ人を意味します。

1 学校教育

○ 心豊かでたくましく生きる力を育む学校教育～高い志を持って努力する子どもたちに～ 目標

安曇野市では、子どもたちを育む環境の充実に向け、学校と家庭さらに地域の人々と連携を図り、開かれた特色ある学校づくりを目指します。学校教育を支援するため、地域と一緒にとなって連携体制の構築を図り、多様な形態の学校支援を行いながら、教員が一人ひとりの子どもと関わり合う時間の充実を図ります。

さらに、学習指導要領で目指している「生きる力」を育むために以下の施策を展開します。

- ◇ 基礎・基本を確実に身につけ、社会がどのように変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する。
- ◇ 自らを律しつつ、他人と協調し、人への思いやりと感動する心をもった豊かな人間性を育む。
- ◇ たくましく生きるための健康や体力を増進する。

行動計画

〔小中学校共通の行動計画〕

(1) 基礎学力向上のための指導の充実

- ア 少人数学級や小集団学習の推進
- イ I C Tの活用などによる協働型・双方向型学習の推進

(2) 学びあう姿勢・態度を育成するための指導の充実

- ア 全領域の学習における主体的に学ぶ姿勢・態度の育成
- イ 総合的な学習の時間の充実
- ウ キャリア教育の推進
- エ 地域の人たちがもつ優れた技能・知識と学校教育の連携強化

(3) 特色ある学校づくりの推進

- ア 地域に開かれた学校づくりの推進
- イ 児童・生徒が、高い志を持ち、共に学び合う学校づくりの推進
- ウ 小学校・中学校の連携を強化した学校づくりの推進

(4) 英語教育の充実と実践

- ア A L T、日本人英語指導員・助手を活用した英語教育の充実と実践
- イ 海外の生活習慣・文化を知る国際理解教育の推進
- ウ 海外ホームステイ事業の実施

(5) 児童・生徒の就学支援活動の推進

- ア スクールサポート事業の展開による学校支援プログラムでの支援活動の推進及び安曇野市ならではの信州型コミュニティスクールの構築
- イ 特別支援教育の充実
- ウ 障がいをもつ児童・生徒の就学支援活動の推進
- エ いじめ防止、不登校児童・生徒への支援体制の強化及び中間教室等の活用と充実
- オ 教育相談の活用と充実
- カ 学校教育指導員・心の相談員の配置

キ 就学相談委員会の充実

(6) 食育の推進

- ア 地産地消の推進
- イ 食文化の伝統伝承
- ウ 食農教育の充実又は実践などによる食を考える教育の推進

(7) 学校、家庭、地域との連携による教育体制の充実

- ア 地域教育協議会による学校運営の理解と参画、学校支援や学校自己評価の活用
- イ 『家庭学習のすすめ』や各校の『家庭学習の手引き』の活用による家庭学習の充実と自ら学ぶ態度の形成

(8) 子どもの安全確保策の充実

- ア 子どもを守る安心の家、子ども安全パトロール隊の充実
- イ 青色パトロールカーを使った巡回による安全確保の推進
- ウ 地域での子どもの安全を守る関係団体との連携強化

(9) 防災活動拠点としての学校のあり方の検討

- ア 防災教育の推進
- イ 状況に応じた避難訓練の実施
- ウ 学校備蓄品の確保
- エ 学校施設の耐震化（体育館等非構造部材等）の推進

〔小学校教育の行動計画〕

(1) 児童の育成

- ア 学校内外の生活体験に基づき、人と人との相互関係を正しく理解し協同できる、自主・自律の精神を養うこと
- イ 郷土の伝統・文化に進んで関わり、正しく理解すること
- ウ 進んで国際協調の精神を養うこと
- エ 生活を営む上で必要な衣、食、住について理解し、基礎的な技能を養うこと
- オ 国語を、正しく理解し使用する能力を養うこと
- カ 数と量との関係を、正しく理解し処理する能力を養うこと
- キ 自然現象を観察し、科学的に処理する能力を養うこと
- ク 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること
- ケ 日常生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸について理解し、基礎的な技能を養うこと

〔中学校教育の行動計画〕

(1) 生徒の育成

- ア 小学校における教育目標を発展させ、国家および社会の形成者として必要な資質を養うこと
- イ 社会に必要な職業について、基礎的な知識と技能、勤労を重んずる精神および個性に応じて将来の進路を選択できる能力を養うこと
- ウ 学校内外における社会的活動に関わり、その活動を正しく導き、公正な判断力を養うこと

(2) 市内高等学校との連携・支援

- ア 生徒数の減少や都市集中化等の課題に対応していくため、中学校と高等学校の連携を強化すること
- イ 地元高等学校との地域交流を通して、市民の高等学校への関心を高めること

2 家庭教育

- 深く豊かな人間性の基礎と社会性を育む家庭教育
 - 愛情としつけを通して乳幼児の成長の最も基礎となる心の基盤を形成する家庭教育
- 目 標

次世代、郷土安曇野を担う人づくりと人間性豊かな、社会性のある子どもを育てます。

行動計画

(1) 家庭教育を充実するための保護者への支援

- ア 子育て関係者への子育てのための学習機会の提供
- イ 子育てに関する情報提供

3 幼児期の教育・保育

- 社会・文化・自然などに触れ、幼児期なりの世界の豊かさに出会う幼児期の教育・保育
- 子ども・子育て支援事業計画による、福祉・教育の連携した幼児期の教育・保育

目 標

ふるさと安曇野の良さを知り、未来に夢をひろげ、思いやりをもったたくましく生きる子どもを育てます。

行動計画

(1) 幼児の育成

- ア 主体性・創造性を持った子ども
- イ 体・心・知恵のバランスがとれている子ども
- ウ 群れて元気に遊ぶ子ども
- エ 思いやりのある子ども
- オ 安曇野の文化・自然の中に自ら浸りこんでいる子ども

(2) 一貫性のある幼児の教育体制を構築

- ア 幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携
- イ 幼児教育の必要性の発信
- ウ 子育て相談・支援

(3) 教育・保育環境の充実

- ア 幼稚園、保育所園の施設及び設備の充実を図るとともに、認定こども園の普及促進

4 生涯学習

○ あなたが主役 ともに創ろう ともに学び ともに支え合う 生涯学習のまち

目標

「だれでも、いつでも、気軽に学べるまちづくり」と「学びの成果が活かされるまちづくり」を進めます。

行動計画

(1) 生涯の各段階に応じた学習機会の充実

- ア 子どもの成長支援講座の充実、子育て相談体制の充実及び関係機関との連携
- イ 青少年期の育ちの場の充実、生きる力を育む環境整備及び健全育成のための連携強化
- ウ 成人期の趣味や教養及び仕事などにも役立つ学習機会の充実と地域交流の促進
- エ 高齢期の健康増進活動及び活動の場の充実と交流活動の促進

(2) 現代社会の課題や市民の学習要望に応える学習機会の充実

- ア 環境、健康及び地域福祉を進める学習の推進
- イ 芸術文化活動の振興
- ウ 国際理解、外国人支援及び地域の安全・安心を進める活動の推進
- エ 人権尊重の学習の推進
- オ 情報化に応じた学習の推進

(3) 生涯学習を支える環境の整備

- ア 公民館や交流学習センターを中心とした生涯学習施設の有効活用
- イ 学習情報提供と学習相談体制の充実
- ウ 学習に参加しやすい環境づくり

(4) 学習成果を活かし支え合う協働のまちづくり

- ア 成果発表の機会の充実
- イ ボランティア活動の推進
- ウ 市民と行政の協働や市民交流の推進

(5) 一人ひとりが伝える役割を果たすまちづくり

- ア 生涯の各段階に応じ役割を果たすまちづくり
- イ 風土に根ざした技や知恵を広げ伝える仕組みの構築
- ウ リーダーバンク制度の充実

5 スポーツ振興

○ 豊かな人生を実現する 健康スポーツ都市 安曇野

目標

市民の「2人に1人が週1回以上のスポーツを実施」を進めます。

行動計画

(1) 生涯スポーツの推進

- ア 子どもスポーツ活動の推進
- イ スポーツに親しむ機会の充実
- ウ スポーツによる健康・体力づくりの推進

- エ コオーディネーショントレーニングの普及
 - オ スポーツに親しむための情報サービスの向上
- (2) スポーツ施設の整備と有効活用
- ア 公共スポーツ施設の整備・充実
 - イ 自然を生かしたスポーツ環境づくり
- (3) 競技スポーツの振興と指導者の育成
- ア 選手の育成・支援
 - イ 高い技術に触れる機会の充実
 - ウ 指導者の養成と指導体制の活性化
- (4) 高齢者・障がい者スポーツの推進
- ア 高齢者スポーツ活動の支援
 - イ 障がい者スポーツ活動の支援
- (5) スポーツを通じたコミュニティづくり
- ア 総合型地域スポーツクラブの育成支援
 - イ スポーツを通じた交流の充実
 - ウ スポーツボランティア活動の推進
- (6) 安曇野市公式スポーツ施設整備計画の推進

6 文化振興

○ 学ぶ心が育ち、文化のかおるまちをつくる文化芸術の振興

目標

郷土の歴史的・文化的遺産や伝統文化、古文書などを保存・継承し、それらを活用して創造的な芸術文化活動が活発に行われるようになります。

行動計画

- (1) 残したい安曇野の文化
 - ア 自然との共生と自然環境の保全
 - イ 文化的景観の保全
- (2) 伝えたい安曇野の文化
 - ア 先人の顕彰と資料・作品の計画的な収集
 - イ 地域文化の理解と尊重及び伝統文化や郷土芸能の保存と継承
- (3) 感じたい安曇野の文化
 - ア 文化芸術施設の整備・充実
 - イ 特色ある文化芸術施設の運営と施設間の連携強化
 - ウ 芸術鑑賞機会の充実と市民活動の育成支援
- (4) 学びたい安曇野の文化
 - ア 文化財の保存と活用
 - イ 古文書や歴史的価値ある行政文書の保存と活用及びデジタルアーカイブの推進と市史
(誌) 編纂
- (5) 育てたい安曇野の文化

- ア 地域文化を支える人材の育成
- イ 地域文化の創造
- ウ 産業活動との連携や文化交流の促進などによる文化資源の発掘と活用

7 図書館活動

○多様化する市民の「学び」のニーズに応える図書館

目標

市民へ質の高い情報を提供できる「学習センター」「情報のセンター」「文化センター」として、生涯学習を進める上で市民の要望に応える図書館の確立を進めます。

行動計画

(1) 新鮮な資料や最新の情報の市民への提供

ア 様々なメディアによる、新鮮な資料や最新の情報の提供

(2) さまざまな「学び」の場としての図書館サービスの充実

ア あらゆる年代の市民が自由に訪れ、個人やグループが気軽に学ぶことができる生涯学習の拠点施設として基本的なサービスの充実

イ 市民の余暇活動を支援する施設として、図書館が役割を果たすべきサービスの確立

ウ 図書館施設の充実を図るため、新たな堀金図書館及び三郷図書館の改修・建設

(3) 「地域の教育力」を高める活動の推進

ア 子どもの多様な能力を伸ばすために学校図書館及び地域・家庭学習支援の充実

イ 市民の地域活動、生活、仕事などに必要な資料・情報の収集と提供

(4) 図書館利用に障がいのある方々への支援

ア 「図書館に来られない」「活字資料を読むことが困難」等への具体的な支援

イ 容易かつ効率的に資料・情報を利用できるための整備・拡充

ウ 対面朗読、大活字本、自宅への配本、最新の電子書籍配信等のサービスの充実

(5) 安曇野市の歴史文化の伝承

ア 地域文化の掘り起こしや継承のための郷土資料・情報の網羅的収集と保存

イ 新しい文化の創造に役立つ郷土資料・情報の整理・活用

ウ 郷土資料のデジタル化やアーカイブを、市民参加型の講座開設や学校との連携で活用

(6) 市民の調査・研究支援体制の強化援助

ア 情報活用アドバイザーとしてのレファレンス（相談・調査）サービスの充実

イ 中央図書館と分館および他市町村図書館との連携強化による情報活用の充実

ウ インターネット予約の推進

《参考資料》

【教育に関する安曇野市の各種計画等】

- 第1次安曇野市総合計画(基本構想)(平成25年度～平成29年度)
- 教育基本計画「安曇野市の教育」(平成25年度～平成27年度)
- 安曇野市文化振興計画(平成23年度～平成29年度)
- 生涯学習推進計画(平成27年度～平成29年度)
- 図書館基本計画(平成21年度～平成29年度)
- スポーツ振興計画(平成23年度～平成29年度)
- 人権教育・啓発推進計画(平成19年度～)
- 学校給食理念(目標)
- 子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)
- 環境基本計画(平成20年度～平成29年度)
- 第2次男女共同参画計画(平成25年度～平成29年度)
- 第3次情報化計画(平成26年度～平成28年度)
- 安曇野市食育推進計画(第2次)(平成26年度～平成30年度)
- 安曇野市農業・農村振興計画(平成24年度～平成28年度) 他

2 学校教職員数

平成27年5月1日現在（学校基本調査）

	教 員										職 員								
	本務者					兼務者					事務職員（負担法）			用務員					
	校長	教諭	教諭	養護教諭	教諭	教諭	教諭	教諭	教諭	教諭	事務職員	その他の教員	職員	警備員・その他員	合計	累計			
	長	頭	諭	諭	諭	諭	諭	諭	諭	諭	事務職員（負担法）	その他の教員	職員	警備員・その他員	合計	累計			
豊科南小学校	男 女	1 1	17 12	1 1	2 2	18 16				0 2	1 1	1 1	1 2	1 2	20 23	43			
豊科北小学校	男 女	1 1	10 12	1 1	2 2	11 16				0 1	1 1	1 1	1 4	1 7	12 24	36			
豊科東小学校	男 女	1 1	3 6	1 1		4 8				1 1	1 1	1 1	1 2	2 4	7 13	20			
穂高南小学校	男 女	1 13	1 1	1 1	1 1	10 16				1 3	1 2	1 1	1 3	1 8	2 8	15 27	42		
穂高北小学校	男 女	1 20	1 1	1 4	2 4	12 26				1 1	1 2	1 1	1 6	1 10	1 10	18 37	55		
穂高西小学校	男 女	1 1	6 14	1 1	3 3	7 19				1 1	1 1	1 1	1 5	1 7	2 7	10 27	37		
三郷小学校	男 女	1 1	18 20	1 1	1 7	1 30				0 1	1 2	1 1	1 6	1 10	1 10	2 41	63		
堀金小学校	男 女	1 10	12 1	1 1	2 2	14 14				1 2	1 3	1 1	1 3	1 6	1 6	1 23	39		
明南小学校	男 女	1 1	5 7	2 1	2 4	8 13				1 0	1 1	1 1	1 2	1 5	1 18	10 18	28		
明北小学校	男 女	1 1	4 4	1 1	3 3	5 9				0 0	1 1	1 1	1 1	1 4	1 4	1 13	20		
小学校計	男 女	7 3	7 4	97 118	0 10	0 2	0 2	0 28	0 167	5 13	116 113	2 2	0 0	0 0	0 11	4 13	6 13	137 246	
豊科南中学校	男 女	1 6	1 1	13 1	2 2	17 9				0 0	1 1	1 1	1 1	1 1	4 3	1 12	33		
豊科北中学校	男 女	1 7	1 1	15 1	2 9	19 9				1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	2 6	2 16	38		
穂高東中学校	男 女	1 13	1 1	18 1	2 1	20 15				0 0	1 1	1 1	1 1	1 3	1 6	1 21	42		
穂高西中学校	男 女	1 5	1 1	22 1	1 4	25 10				1 1	1 1	1 4	1 1	1 1	3 6	2 17	46		
三郷中学校	男 女	1 12	1 1	20 1	2 2	24 16				1 0	1 1	1 1	1 1	1 4	2 9	2 25	53		
堀金中学校	男 女	1 4	1 1	15 1	2 1	19 6				1 2	1 2	1 1	1 3	1 1	3 5	2 13	36		
明科中学校	男 女	1 3	1 1	10 3	1 3	13 7				0 1	1 1	1 1	1 1	1 1	3 4	1 12	28		
中学校計	男 女	7 0	7 0	113 50	0 7	0 2	0 13	0 13	10 72	137 72	2 0	0 0	0 0	3 5	5 5	3 4	0 10	160 116	
穂高幼稚園	男 女	1 1	3 3	1 1	10 15	0 0				0 0	0 0	0 0	0 0	0 2	0 2	0 2	0 17	17	
合 計	男 女	14 4	14 4	210 171	0 3	0 4	0 5	0 51	15 253	253 254	4 2	0 0	0 0	7 16	11 18	5 15	0 10	297 379	676

3 児童生徒園児数・学級数とその推移

(1) 児童生徒園児数・学級数

平成27年5月1日現在 (学校基本調査)

	小中学校 (幼稚園)	1年			2年			3年			4年			5年			6年			合計			特別支援学級数 (外数)			特別支援学級数 在籍児童・生徒数 (内数)				
		(3歳)			(4歳)			(5歳)			学級級数			学級級数			学級級数			学級級数			院内			院内				
		人数	学級級数	人数	学級級数	人数	学級級数	人数	学級級数	人数	学級級数	人数	学級級数	人数	学級級数	人数	学級級数	人数	学級級数	人数	知障	情障	知障	情障	合計	知障	情障	合計		
豊科南小学校	103	3	107	3	109	3	108	3	123	4	132	4	682	20	1	3	1	5	5	18	7	30								
豊科北小学校	87	3	84	3	88	3	88	3	91	3	104	3	542	18	1	2	/	3	4	10	/	14								
豊科東小学校	32	1	35	1	40	2	28	1	36	1	33	1	204	7	1	/	1		3	/	3									
穂高南小学校	95	3	100	3	98	3	81	3	109	4	96	3	579	19	1	2	/	3	2	10	/	12								
穂高北小学校	116	4	128	4	128	4	122	4	125	4	134	4	753	24	2	2	/	4	9	16	/	25								
穂高西小学校	74	3	77	3	79	3	84	3	69	2	81	3	464	17	3	/	3	3	16	/	19									
三郷小学校	149	5	149	5	163	5	187	6	175	5	169	5	992	31	2	4	/	6	10	27	/	37								
堀金小学校	95	3	97	3	100	3	108	4	91	3	107	3	598	19	1	2	/	3	6	14	/	20								
明南小学校	49	2	35	1	52	2	51	2	49	2	52	2	288	11	1	1	/	2	1	2	/	3								
明北小学校	25	1	18	1	17	1	17	1	19	1	22	1	118	6	1	1	/	2	3	2	/	5								
小学校計	825	28	830	27	874	29	874	30	887	29	930	29	5,220	172	13	18	1	32	43	118	7	168								
豊科南中学校	108	4	106	3	113	3							327	10	1	1	1	3	2	6	3	11								
豊科北中学校	158	5	156	5	134	4							448	14	1	1	/	2	4	5	/	9								
穂高東中学校	151	5	143	4	188	6							482	15	1	3	/	4	2	19	/	21								
穂高西中学校	155	5	166	5	176	5							497	15	1	2	/	3	6	15	/	21								
三郷中学校	203	6	199	6	163	5							565	17	2	3	/	5	10	19	/	29								
堀金中学校	114	4	111	4	100	3							325	11	1	2	/	3	2	10	/	12								
明科中学校	72	3	72	2	81	3							225	8	1	1	/	2	3	2	/	5								
中学校計	961	32	953	29	955	29							2,869	90	8	13	1	22	29	76	3	108								
小・中学校計	1,786	60	1,783	56	1,829	58	874	30	887	29	930	29	8,089	262	21	31	2	54	72	194	10	276								
穂高幼稚園	31	2	37	2	50	2							118	6																
累計	1,817	62	1,820	58	1,879	60	874	30	887	29	930	29	8,207	268	21	31	2	54	72	194	10	276								

(2) 児童生徒園児数・学級数の推移

各年5月1日現在（学校基本調査）

	H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		H27年度															
	特別支援学級数 人数	特別支援学級数 学級数																																		
豊科南小学校	665	21	3	686	21	3	672	21	3	662	21	3	675	22	4	688	22	4	696	22	4	683	21	4	686	21	4	682	21	4	682	20	5			
豊科北小学校	613	19	2	626	20	2	604	19	2	618	20	2	628	20	3	641	21	2	625	20	2	607	19	2	603	19	2	563	19	2	542	18	3			
豊科東小学校	296	12	1	302	12	1	291	12	1	299	12	1	291	12	2	274	11	2	262	11	2	236	10	1	228	10	1	219	9	1	204	7	1			
鶴高南小学校	675	23	2	664	22	2	641	22	2	617	21	2	594	20	2	572	19	2	578	20	2	566	20	2	548	18	2	567	18	2	579	19	3			
鶴高北小学校	778	24	2	794	25	3	836	26	3	832	26	3	848	27	4	860	27	5	865	27	5	847	26	5	815	25	5	792	25	3	753	24	4			
鶴高西小学校	510	18	2	499	17	2	491	17	2	509	18	2	490	17	2	476	17	2	459	16	2	473	16	3	454	16	3	460	16	3	464	17	3			
三郷小学校	1,152	37	2	1,190	38	2	1,143	36	2	1,154	36	2	1,164	36	3	1,153	35	4	1,101	33	5	1,094	33	5	1,094	33	5	1,044	32	5	992	31	6			
城金小学校	586	18	2	627	19	2	625	20	2	642	21	2	652	22	3	654	22	2	635	21	3	634	21	3	637	21	3	609	20	3	598	19	3			
明南小学校	316	12	1	325	12	2	331	12	2	321	12	2	317	12	2	314	12	2	307	12	2	295	12	2	298	12	2	294	12	2	288	11	2			
明北小学校	183	6	2	176	6	2	174	6	2	170	6	2	156	6	2	147	6	2	142	6	2	135	6	2	124	6	2	113	6	2	118	6	2			
小学校計	5,774	190	19	5,889	192	21	5,808	191	21	5,824	193	21	5,815	194	21	5,779	192	21	5,670	188	21	5,570	184	21	5,487	181	21	5,343	178	21	5,220	172	21	5,220	172	21
豊科南中学校	333	9	3	322	9	3	345	10	3	342	10	3	361	10	3	333	9	2	350	9	3	359	11	3	353	11	3	333	10	3	327	10	3			
豊科北中学校	455	13	1	435	12	2	471	13	2	468	13	2	459	13	2	431	12	2	443	12	2	460	14	3	448	14	3	448	14	3	448	14	2			
鶴高東中学校	574	15	2	558	15	2	572	16	2	526	15	2	544	15	2	531	14	2	555	15	2	538	16	2	537	17	2	496	15	3	482	15	4			
鶴高西中学校	434	12	2	456	12	3	443	12	3	454	13	3	443	13	3	436	13	2	411	12	4	425	13	4	461	14	4	496	15	4	497	15	3			
三郷中学校	503	14	2	510	15	2	555	16	2	581	16	2	611	16	2	582	15	3	610	16	4	606	17	4	570	17	4	552	17	4	565	17	5			
城金中学校	293	9	2	290	9	2	294	9	2	298	9	2	295	9	2	300	9	2	305	9	2	324	10	2	322	10	2	326	11	2	325	11	3			
明科中学校	226	7	2	250	8	2	253	8	2	252	8	2	256	8	2	252	8	2	246	8	2	243	9	2	244	9	2	239	9	2	225	8	2			
中学校計	2,818	79	14	2,821	80	16	2,933	81	16	2,921	84	16	2,965	84	16	2,920	81	15	2,889	80	19	2,955	90	20	2,935	92	20	2,890	91	20	2,869	90	22			
小・中学校計	8,592	269	33	8,710	272	37	8,741	275	37	8,745	277	37	8,780	278	43	8,648	272	42	8,590	269	48	8,525	274	49	8,422	273	49	8,233	269	48	8,089	262	54			
穂高幼稚園	116	6	132	6	133	6	134	6	131	6	124	6	112	6	119	6	130	6	125	6	125	6	125	6	125	6	118	6	118	6	118	6				
合計	8,708	275	33	8,842	278	37	8,874	281	37	8,879	283	37	8,911	284	43	8,772	278	42	8,702	275	48	8,644	280	49	8,552	279	49	8,358	275	48	8,207	268	54			

2 学校施設等の状況

平成27年5月現在

	校地面積 (m ²)			校舎 (m ²)			校舎構造別面積 (m ²)			屋内運動場 (m ²)				
	建物敷地	運動場	実験学 習場地・ その他	必要面積 保有面積	整備 資格 面積	危険面積	要改築 面積	R	S	W	必要面積 R+S/ 化率 保有面積	保有面積	整備 資格 面積	
豊科南小学校	14,264	12,834	4,803	6,397	7,508	0	0	6,237	1,244	27	99.6	1,552	1,228	
豊科北小学校	13,954	12,991	1,398	5,840	7,002	0	0	5,902	1,100	0	100.0	1,258	1,193	
豊科東小学校	10,018	12,723	2,070	2,748	3,934	0	0	3,804	130	0	100.0	922	981	
穂高南小学校	28,495	14,412	1,311	5,640	6,893	0	0	6,145	721	27	99.6	1,258	2,476	
穂高北小学校	17,909	20,713	1,071	6,969	9,481	0	0	7,110	2,361	10	99.9	1,552	2,239	
穂高西小学校	18,657	11,332	2,825	5,322	6,243	0	0	6,147	96	0	100.0	1,258	1,700	
三郷小学校	18,007	11,995	4,239	8,282	9,942	0	0	8,021	1,921	0	100.0	1,552	2,168	
堀金小学校	19,329	11,133	2,951	6,434	9,376	0	0	9,376	0	0	100.0	1,258	1,816	
明南小学校	9,390	4,910	0	4,622	4,273	349	0	0	4,163	110	0	100.0	1,258	1,000
明北小学校	5,446	5,025	0	2,932	3,553	0	0	3,412	82	59	98.3	922	980	0
小学校計	155,469	118,068	20,668	55,186	68,205	349	0	60,317	7,765	123	-	12,790	15,781	647
豊科南中学校	15,283	19,097	1,526	4,849	5,507	0	0	5,021	486	0	100.0	1,237	1,027	210
豊科北中学校	19,764	19,520	7,851	5,689	6,929	0	0	6,485	444	0	100.0	1,511	1,639	0
穂高東中学校	32,712	20,872	1,347	6,233	9,444	0	0	9,107	337	0	100.0	1,511	3,631	0
穂高西中学校	21,098	15,896	0	6,541	6,850	0	0	6,850	0	0	100.0	1,511	3,192	0
三郷中学校	11,649	18,185	370	6,593	7,557	0	0	6,743	814	0	100.0	1,511	1,397	114
堀金中学校	21,339	16,344	330	4,849	5,766	0	0	5,548	218	0	100.0	1,237	1,545	0
明科中学校	12,344	14,142	183	3,944	5,502	0	0	5,452	50	0	100.0	1,237	1,206	31
中学校計	134,189	124,056	11,607	38,698	47,555	0	0	45,206	2,349	0	-	9,755	13,637	355
穂高幼稚園	3,841	1,447	0	1,117	1,181	0	0	0	1,187	0	100.5	0	0	0
合計	293,499	243,571	32,275	95,001	116,941	349	0	105,523	11,301	123	-	22,545	29,418	1,002

公立学校施設台帳に基づくデータ

安曇野市公民館の理念

安曇野市公民館は、社会教育法第20条で定める「市民の生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与する」目的を達成するため『安曇野市公民館の理念』を制定し、地域の社会教育機関としての役割を明確にします。

この理念の下、安曇野市公民館は常に地域住民の交流と学習の場としてあり続け、館長並びに職員は時代に即した運営を展開します。

1 地域づくりを地区公民館とともに進めます。

市民に最も身近な公民館は、自治公民館である地区公民館です。地域づくりは、そこに住む人々が集い交流することから始まります。

安曇野市公民館は、地区公民館と協力して地域づくりを進めます。

2 地域のつなぎ役として、各種団体と連携し交流を進めます。

地域には、様々な団体やグループがあります。それらが交流することで、新たな仲間や活動が生まれます。

安曇野市公民館は、各種団体などの育成とコーディネーターを務め、地域内の交流を進めます。

3 事業の継続性を大事にしながら、時代に即したものに発展させます。

公民館には、長い間親しまれ、地域の特性を生かした事業が数多くあります。積み重ねた事業は、市民の貴重な財産や思い出となり、地域の絆を深めます。

安曇野市公民館は、地域と人づくりに貢献する継続事業を大切にしつつ、時代に沿ったものへと展開します。

4 市民に最も身近な生涯学習活動の場を提供します。

市民が自らの意思に基づいて行う学習活動は、生きがいとなり、住みよい地域社会の創造に繋がります。

安曇野市公民館は、市民が生涯学習をいつでも気軽にできる場と情報の提供に努めます。

社会教育法（昭和24年法律第207号）

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。